

新型インフルエンザ業務継続計画

(資 料 編)

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A, Bの業務 実施に必要な 職員数
総務企画 部	総務課	総務係	1 交際儀式に関する事。	C	2
			2 調整会議及び行政内部会議に関する事。	C	
			3 行政区域に関する事。	C	
			4 後援名義の使用許可に関する事。	C	
			5 特別職の職員の任免、報酬等に関する事。	B	
			6 特別職の職員の各種手当等に関する事。	B	
			7 特別職の事務引継に関する事。	B	
			8 総合賠償補償保険、奉仕活動総合補償保険等に関する事。	B	
			9 決裁権限に関する事。	B	
			10 人材育成に関する事。	C	
			11 名誉市民、特別功労、善行、栄典等の表彰に関する事。	C	
			12 平和事業に関する事。	C	
			13 秘書に関する事。	A	
			14 公用車の運転に関する事。	B	
			15 市長会等に関する事。	C	
			16 諸行事の総合調整に関する事。	B	
			17 電話交換に関する事。	A	
			18 水難防止に関する事。	B	
			19 交通安全対策に関する事。	B	
			20 防犯に関する事。	B	
			21 自衛官の募集に関する事。	C	
			22 暴力団の排除に関する事。	C	
			23 いじめ問題総合調査委員会に関する事。	C	
			24 部内の連絡調整及び部・課内の庶務に関する事。	B	
総務課	防災係	防災係	1 防災及び危機管理に係る総合調整等に関する事。	C	2
			2 地域防災計画に関する事。	C	
			3 風水害等の防災に関する事。	C	
			4 原子力防災に関する事。	C	
			5 自主防災組織に関する事。	C	
			6 国民保護に関する事。	C	
			7 水難防止に関する事。	C	
			8 防災行政無線等に関する事。	A	
			9 交通安全対策に関する事。	B	
			10 防犯対策に関する事。	B	
			11 自衛官の募集に関する事。	C	
			12 業務継続計画に関する事。	C	
			13 避難行動要支援者制度に関する事。	C	
総務課	文書法制 係	文書法制 係	1 郵便等の受発に関する事。	B	
			2 文書の発送及び受領に関する事。	B	
			3 公文書の整理及び保存に関する事。	C	

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数				
			4 公印の制定及び保管に関する事。	B	2				
			5 個人情報保護制度に関する事。	C					
			6 情報公開制度に関する事。	C					
			7 印刷機等の賃貸借契約に関する事。	C					
			8 自治会発送文書の総括に関する事。	B					
			9 本庁、支所等を結ぶ使送便の管理運営に関する事。	B					
			10 市議会の招集及び提出議案の総括に関する事。	B					
			11 例規等の審査、公布等に関する事。	C					
			12 公告式に関する事。	C					
			13 法規文、公示文、令達文その他の公文の指導及び統制に関する事。	C					
			14 行政手続に関する事。	B					
			15 訴訟事務の総括及び連絡調整に関する事。	B					
			人事給与係				1 職員の服務、勤務条件等に関する事。	C	2
							2 職員の任免及び配置に関する事。	C	
							3 職員の分限、懲戒、退職その他身分に関する事。	C	
4 職員の給与に関する事。	B								
5 職員手当の認定に関する事。	C								
6 職員の定数に関する事。	C								
7 職員の福利厚生に関する事。	C								
8 職員の安全衛生に関する事。	B								
9 職員の研修に関する事。	C								
10 職員の表彰に関する事。	C								
11 職員等の公務災害補償に関する事。	B								
12 職員等の市町村共済組合に関する事。	B								
13 職員等の旅費に関する事。	C								
14 給与制度等の調査研究に関する事。	C								
15 人事及び給与制度に関する他の任命権者との連絡調整に関する事。	C								
16 臨時職員の任免等に関する事。	B								
17 恩給、退職年金及び遺族年金に関する事。	B								
18 その他職員の人事に関する事。	C								
財政管財課	財政1係		1 財政計画、予算編成方針及び調査に関する事。	B	1				
			2 予算の編成及び編成総括に関する事。	B					
			3 予算の令達、配分及び執行監督に関する事。	B					
			4 財政状況の公表に関する事。	B					
			5 地方財政状況調査に関する事。	B					
			6 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する事。	C					
			7 職員に対する財務研修の実施に関する事。	C					
	財政2係			1 予算の編成に関する事。	B				
				2 普通交付税及び特別交付税に関する事。	B				
				3 譲与税及び交付金に関する事。	B				

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数	
			4 地方債に関すること。	B	1	
			5 一時借入金に関すること。	B		
			6 公共施設状況調査に関すること。	B		
			7 財政調整基金に関すること。	B		
			8 施設整備基金に関すること。	B		
			9 土地開発基金に関すること。	B		
			10 減債基金に関すること。	B		
			11 まちづくり応援基金に関すること。	B		
			12 公会計制度に関すること。	B		
			13 広告審査委員会に関すること。	B		
		監理管財係	1 公有財産の総括に関すること。	B		2
			2 普通財産の管理及び処分に関すること。	B		
			3 法定外公共財産の管理及び処分に関すること。	B		
			4 本庁舎(敷地及び附属建物を含む。)の管理に関すること。	B		
			5 庁舎警備に関すること。	B		
			6 市営駐車場の管理に関すること。	B		
			7 電話、電気、冷暖房、消防設備等公共施設の設備設置及び管理に関すること。	B		
			8 公用車の使用管理及び整備管理に関すること。	B		
			9 国有地の払下げ、借受け等の総括に関すること。	B		
			10 公有財産の損害保険等の総括に関すること。	B		
			11 公有財産等の登記事務に関すること。	B		
			12 入札参加資格審査に関すること。	B		
			13 入札に伴う契約に係る指導総括に関すること。	B		
			14 入札に伴う契約事務に関すること。	B		
			15 入札参加資格者推薦委員会に関すること。	B		
			16 土木、建築、修繕等の工事等の検査に係る指導総括に関すること。	B		
			17 工事等の成績評定に係る指導総括に関すること。	B		
			18 工事等指名の状況、契約の状況等の公表に関すること。	B		
			19 課内の連絡調整及び庶務に関すること。	C		
	企画課	企画調整係	1 重要政策の企画立案及び調整に関すること。	B	1	
			2 総合計画の策定及び改定に関すること。	C		
			3 総合計画実施計画の調整に関すること。	C		
			4 企画調整会議に関すること。	B		
			5 過疎及び辺地・半島対策事業に関すること。	C		
			6 国、県等の各種事業との連絡調整に関すること。	C		
			7 鹿児島定住自立圏構想の研究及び広域行政に関すること。	C		
			8 国際交流事業及び海外派遣事業に関すること。	B		
			9 まちづくり政策懇話会等公聴に関すること。	C		
			10 新エネルギー及び省エネルギーの活用に関すること。	B		
			11 テレビジョン難視聴地域の解消に関すること。	C		

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数	
			12 地域審議会の運営及び調整に関すること。	C		
			13 地域交通に関すること。	B		
			14 景観行政に関すること。	C		
			15 課内の連絡調整及び庶務に関すること。	C		
		行政経営 戦略係	1 地方創生に関すること。	B	1	
			2 行政改革の推進に関すること。	C		
			3 行政組織の総合調整に関すること。	C		
			4 市町村合併の進行管理及び記録に関すること。	C		
			5 新市建設計画の進行管理に関すること。	C		
			6 部門管理の調整に関すること。	C		
			7 合併後の整理に関すること。	C		
			8 事務事業の総合調整に関すること。	C		
			9 事務改善及び事務能率に関すること。	C		
			10 行政評価に関すること。	C		
			11 地方分権に関すること。	C		
			12 権限移譲に関すること。	C		
			13 指定管理者制度の総合調整に関すること。	B		
		企画開発 係	1 国、県、その他団体、企業等の施設等誘致の総括に関すること。	B	1	
			2 土地利用計画及び地域の開発企画に関すること。	B		
			3 住宅・工業団地造成及び分譲に関すること。	B		
			4 土地開発公社に関すること。	C		
			5 土地売買届出及び開発行為に関すること。(届出、許可及び協議)	B		
			6 定住促進に関すること。	B		
		広報統計 係	1 広報広聴に関すること。	C	1	
			2 広報ひおき及び広報ひおきお知らせ版の発行に関すること。	B		
			3 市政要覧及びホームページに関すること。	B		
			4 パブリックコメントに関すること。	C		
			5 市政の普及浸透に関すること。	C		
			6 行政相談及び行政モニターの運営に関すること。	B		
			7 各種統計調査に関すること。	B		
			8 統計資料の収集及び発行に関すること。	C		
		情報管理 係	1 地域情報化対策の企画及び推進に関すること。	C	2	
			2 電子計算組織の管理運用に関すること。	A		
			3 電算利用業務の開発及び調整に関すること。	A		
			4 行政情報化の調整に関すること。	C		
			5 電子計算組織に係る個人情報の保護に関すること。	B		
			6 情報システムのセキュリティ対策に関すること。	B		
			7 電子自治体推進に関すること。	C		
			8 その他電子機器及び情報の管理に関すること。	C		
		地域づくり り課	地域づくり り係	1 共生・協働の推進に関すること。	B	

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
			2 NPO等活動支援に関する事。	C	2
			3 住民自治の推進に関する事。	C	
			4 地域づくり団体支援に関する事。	C	
			5 地区振興計画に関する事。	C	
			6 地区公民館の管理及び運営に関する事。	B	
			7 地域自治会の支援に関する事。	B	
			8 行政嘱託員に関する事。	B	
			9 地縁による団体の認可等に関する事。	C	
			男女共同 参画係	1 男女共同参画に係る総合的な企画及び調整に関する事。	
	2 男女共同参画に係る広報及び啓発に関する事。	C			
	3 課内の連絡調整及び庶務に関する事。	C			
	税務課	管理収納 係	1 市税の収納に関する事。	B	4
			2 納入通知済書の保管に関する事。	B	
			3 口座振替依頼書受付入力管理に関する事。	B	
			4 税務課所管に属する諸証明、納税証明書等の受付及び交付に関する事。	B	
			5 過誤納金の還付に関する事。	B	
			6 税務広報及び納税思想の普及及び向上に関する事。	B	
			7 固定資産評価審査委員会に関する事。	B	
			8 その他市税の収納事務に関する事。	B	
			9 諸税に関する事。	B	
10 徴収管理計画及び体制に関する事。			B		
11 各種税の督促状の発付及び納入督促に関する事。			B		
12 滞納繰越分の徴収及び納付督促に関する事。			B		
13 市税の差押処分に関する事。			C		
14 市税の交付要求に関する事。			C		
15 滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関する事。			B		
16 市税等の延滞金の減免に関する事。			B		
17 犯則取締りに関する事。			B		
18 滞納管理システムの運用に関する事。			B		
19 外郭団体に関する事。			B		
20 課内の連絡調整及び庶務に関する事。			B		
市民税係	1 市民税及び諸税の賦課、徴収及び調定に関する事。	B	3		
	2 法人市民税の賦課、徴収及び調定に関する事。	B			
	3 国民健康保険税の賦課、徴収及び調定に関する事。	B			
	4 軽自動車税の賦課、徴収及び調定に関する事。	B			
	5 市民税、国民健康保険税及び諸税の減免及び納期の延長に関する事。	B			
	6 市民税、国民健康保険税及び諸税に係る異議申立てに関する事。	B			
	7 普通交付税算定に係る基準財政収入額の算出に関する事。	B			
	8 その他市民税、国民健康保険税及び諸税に関する事。	B			
固定資産 税係	1 固定資産の評価及び課税客体の把握に関する事。	B			

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
			2 固定資産税の賦課、徴収及び調定に関すること。	B	3
			3 固定資産税の減免及び納期の延長に関すること。	B	
			4 固定資産税に係る異議申立てに関すること。	B	
			5 国有資産等所在市町村交付金に関すること。	B	
			6 土地家屋に関する台帳及び名寄台帳の管理、整理及び閲覧に関すること。	B	
			7 国土調査に基づく関係帳票、宇絵図等の整備保管、修正等に関すること。	B	
			8 地籍管理システムに関すること。	B	
			9 家屋評価システムに関すること。	B	
			10 家屋台帳に関すること。	B	
			11 その他固定資産税に関すること。	B	
	特別滞納 整理課	債権管理 係	1 債権の徴収管理計画及び徴収体制に関すること。	B	
			2 市税等の徴収及び納付督促に関すること。	B	
			3 市税等の差押処分及び強制執行に関すること。	B	
			4 市税等の差押物件の引上げ及び保管に関すること。	B	
			5 市税等の差押物件の公売処分に関すること。	B	
			6 債権の交付要求に関すること。	B	
			7 犯則取締りに関すること。	B	
			8 関係機関と連携して行う調査等に関すること。	B	
			9 市税等滞納整理対策本部に関すること。	B	
			10 市税等の財産及び実態調査に関すること。	B	
			11 債権の訴訟事務に関すること。	B	
			12 債権担当課に対する未収債権の指導に関すること。	B	
	商工観光 課	商工観光 係	1 商工業及び鉱業の振興に関すること。	B	2
			2 商工関係団体との連絡調整に関すること。	B	
			3 地場産業及び特産品に関すること。	B	
			4 商店街及び温泉街活性化に関すること。	B	
			5 消費者行政及び物価行政に関すること。	B	
			6 労働行政に関すること。	B	
			7 製品表示に関すること。	C	
			8 計量器事務に関すること。	C	
			9 観光に係る企画及び調整に関すること。	B	
			10 観光資源の開発に関すること。	C	
			11 観光イベントの総合企画に関すること。	C	
			12 観光施設の整備及び維持管理に関すること。	C	
			13 観光関係団体との連絡調整に関すること。	B	
			14 旧江口浜荘跡地の管理に関すること。	C	
			15 吹上砂丘荘に関すること。	C	
			16 その他商工観光に関すること。	C	
会計管理 者	会計課	出納係	1 一般会計及び特別会計の歳入歳出に係る現金（現金に代えて納入される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に	A	

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数		
			関すること。		4		
			2 歳入歳出現金に関すること。	A			
			3 口座振替申請に関すること。	B			
			4 指定金融機関に関すること。	C			
			5 資金計画及び調整に関すること。	A			
			6 会計事務の指導及び監督に関すること。	B			
			7 その他会計管理者の権限に関すること。	C			
			8 課内の連絡調整及び庶務に関すること。	C			
		審査係	1 一般会計及び特別会計の支出負担行為確認に関すること。	A			
			2 収入並びに一般会計及び特別会計の支出命令審査に関すること。	A			
			3 決算調整に関すること。	B			
			4 支払金（職員分を除く。）に係る所得税の源泉徴収に関すること。	A			
			5 相手方及び個人番号の登録に関すること。	A			
		市民福祉部	市民生活課	市民係	1 住民基本台帳に関すること。	A	4
					2 印鑑登録に関すること。	B	
					3 総合案内に関すること。	C	
					4 臨時運行許可に関すること。	B	
					5 各種申請書、届出書等の記載要領の指導、受付及び交付に関すること。	B	
					6 郵便申請に関すること。	B	
					7 一般旅券に関すること。	B	
8 個人番号カードに関すること。	B						
9 部内の連絡調整及び部・課内の庶務に関すること。	C						
戸籍係	1 戸籍に関すること。	A	3				
	2 外国人登録に関すること。	B					
	3 人口動態等に関すること。	C					
	4 犯歴事務に関すること。	B					
	5 埋火葬許可に関すること。	A					
	6 相続税法第58条に規定する事務に関すること。	C					
	7 人権等に関すること。	B					
年金係	1 国民年金に関すること。	A	2				
環境係	1 環境政策に係る企画、総合調整及び推進に関すること。	C					
	2 環境基本計画に関すること。	C					
	3 環境情報の収集及び提供に関すること。	A					
	4 環境保全対策に関すること。	A					
	5 環境保全条例の施行に関すること。	A					
	6 環境保全審議会に関すること。	B					
	7 環境保護団体の育成及び支援に関すること。	C					
	8 省資源及び省エネルギーに関すること。	C					

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数	
			9 環境衛生思想の普及及び指導に関する事。	C	5	
			10 住宅用太陽光発電システム設置補助金に関する事。	C		
			11 自然保護に関する事。	A		
			12 環境美化に関する事。	A		
			13 公害防止に係る総合的対策の企画、連絡調整及び啓発に関する事。	C		
			14 公害の調査、公害防止の指導及び規制に関する事。	B		
			15 そ族衛生害虫駆除指導に関する事。	A		
			16 墓地、納骨堂等に関する事。	C		
			17 地区衛生組織活動の育成に関する事。	C		
			18 生活排水対策に関する事。	A		
			19 水質検査に関する事。	B		
			20 浄化槽設置に伴う諸届出及び指導に関する事。	C		
			21 浄化槽設置整備事業に関する事。	B		
			22 温泉に関する事。	B		
			23 公衆浴場に関する事。	B		
			24 吹上地域温泉給湯に関する事。	B		
			25 犬の登録及び狂犬病予防に関する事。	B		
			26 動物等の飼養及び収容に関する事。	B		
			27 廃棄物の処理計画に関する事。	C		
			28 一般廃棄物に係る業務委託に関する事。	B		
			29 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関する事。	B		
			30 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の指導及び監督に関する事。	B		
			31 一般廃棄物(し尿)の収集運搬及び処分に関する事。	A		
			32 廃棄物の再資源化及び減量化の推進に関する事。	B		
			33 廃棄物の不法投棄に関する事。	B		
			34 所管に属する使用料及び手数料に関する事。	C		
		クリーン・リサイクルセンター管理係	1 廃棄物処理事務の企画及び運営に関する事。	B		2
			2 公印に関する事。	C		
			3 公有財産の維持管理に関する事。	B		
			4 予算、庶務及び経理に関する事。	C		
		クリーン・リサイクルセンター施設係	1 焼却施設の運転計画及び維持管理に関する事。	A		2
			2 運転記録分析及び統計に関する事。	B		
			3 公害防止及び安全衛生に関する事。	A		
			4 リサイクル施設、埋立処分地及び浸出水処理施設の運転計画及び	B		
			5 粗大ごみの収集及び工房利活用に関する事。	A		
			6 その他廃棄物の収集運搬に関する事。	A		
福祉課		福祉政策係	1 社会福祉法人の指導監査に関する事。	C	2	
			2 社会福祉法人の現況報告に関する事。	C		
			3 社会福祉法人の設立認可に関する事。	C		
			4 社会福祉法人の定款変更認可等に関する事。	C		

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
			5 社会福祉法人の基本財産処分に関する事。	C	
			6 厚生労働省への報告に関する事。	C	
		子ども福祉係	1 児童福祉に関する事。	A	4
			2 保育所の入退所、指導監督、企画及び調整に関する事。	A	
			3 母子保護の実施に関する事。	A	
			4 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事。	A	
			5 女性の保護更生に関する事。	A	
			6 児童扶養手当に関する事。	B	
			7 児童館及び放課後児童クラブに関する事。	C	
			8 ひとり親家庭等医療費助成に関する事。	A	
			9 家庭児童相談に関する事。	C	
			10 子育て支援事業に関する事。	B	
			11 子育て支援計画に関する事。	C	
			12 その他子育て支援に関する事。	B	
			13 その他児童福祉に関する事。	B	
			14 児童手当に関する事。	A	
			15 社会福祉統計に関する事。	C	
			16 児童及び妊産婦の福祉に係る相談等に関する事務(家庭児童相談室に関する事務を含む。)に関する事。	C	
			17 児童保護措置費に関する事。	B	
			18 子ども支援センターに関する事。	B	
		障害福祉係	1 身体障がい者福祉に関する事。	A	4
			2 知的障がい者福祉に関する事。	A	
			3 精神障がい者福祉に関する事。	A	
			4 障がい児福祉に関する事。	A	
			5 障害児福祉手当、特別障害者福祉手当及び福祉手当に関する事。	B	
			6 特別児童扶養手当に関する事。	B	
			7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事。	A	
			8 障害者計画及び障害福祉計画に関する事。	C	
		長寿福祉係	1 福祉行政施策の企画及び福祉施設整備計画の総括に関する事。	C	1
			2 民生委員・児童委員に関する事。	B	
			3 地域福祉計画に関する事。	C	
			4 戦傷病者、戦没者、遺族等に関する事。	A	
			5 福祉施設(他係が所管しているものを除く。)の管理に関する事。	C	
			6 福祉団体等への指導助言及び連絡調整に関する事。	B	
			7 老人福祉計画に関する事。	C	
			8 高齢者福祉施設の維持管理に関する事。	C	
			9 老人福祉施設入所に関する事。	A	
			10 在宅高齢者福祉に関する事。	A	
			11 敬老金の支給に関する事。	B	
			12 高齢者の生きがいに関する事。	C	

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数		
	生活支援係		13 その他高齢者福祉に関する事。	B	4		
			14 課内の連絡調整及び庶務に関する事。	A			
		生活支援係		1 生活保護法に定める要保護者からの求めに対する相談及び助言に関する事。		A	
				2 生活保護法に定める保護の決定及び実施並びに更生指導に関する事。		B	
				3 災害による見舞い、援護等に関する事。		A	
				4 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。		A	
				5 住宅支援給付事業に関する事。		B	
				6 生活困窮者の自立相談支援に関する事。		B	
				7 就労準備支援事業に関する事。		C	
				8 学習支援事業に関する事。		C	
		健康保険課	国民健康保険係	1 国民健康保険事業の企画及び運営に関する事。		C	2
				2 国民健康保険特別会計収支計算その他経理に関する事。		C	
				3 国民健康保険の給付に関する事。		A	
				4 国民健康保険運営協議会に関する事。		C	
	5 特定健診・特定保健指導に関する事。			B			
	6 その他国民健康保険事業に関する事。			B			
	7 診療所に関する事。			B			
	8 課内の連絡調整及び庶務に関する事。			C			
	後期高齢者医療係			1 後期高齢者医療保険事業の資格管理及び給付に関する事。	A	2	
				2 後期高齢者医療保険事業の賦課徴収に関する事。	C		
				3 後期高齢者医療特別会計収支計算その他経理に関する事。	B		
				4 その他後期高齢者医療保険事業に関する事。	B		
				5 老人医療事務に関する事。	C		
				6 老人医療事務に関する事。	C		
	保健予防係		1 保健衛生の企画調整に関する事。	C	4		
			2 子ども医療費助成に関する事。	B			
			3 感染症予防に関する事。	B			
			4 予防接種に関する事。	B			
5 結核検診等に関する事。			C				
6 献血に関する事。			C				
7 医師等免許申請等事務に関する事。			C				
8 救急医療に関する事。			A				
9 予防接種の委託契約に関する事。			B				
10 その他保健予防に関する事。			B				
健康増進係		1 健康づくり事業の企画調整に関する事。	B				
		2 健診(検診)の委託契約に関する事。	C				
		3 母子保健に関する事。	A				
		4 母子保健推進員に関する事。	C				
		5 子育て支援に関する事。	B				
		6 子ども支援センターに関する事。	A				
		7 思春期保健に関する事。	C				

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数				
			8 健康増進事業に関する事。	B	4				
			9 健診(検診)の事後指導に関する事。	C					
			10 歯科保健に関する事。	B					
			11 保健推進員に関する事。	C					
			12 栄養・食生活(栄養全般)に関する事。	B					
			13 食生活改善推進員に関する事。	C					
			14 運動普及推進員に関する事。	C					
			15 精神保健に関する事。	B					
			16 介護予防に関する事。	B					
			17 特定保健指導に関する事。	C					
			18 元気な市民づくり運動に関する事。	C					
			19 健康づくり推進協議会に関する事。	C					
			20 就学指導委員に関する事。	C					
			21 がん検診に関する事。	C					
			22 養育医療に関する事。	B					
			23 不妊治療に関する事。	C					
			24 その他健康づくりに関する事。	B					
			介護保険課	給付係			1 介護保険業務の企画及び調整に関する事。	C	2
							2 介護保険事業計画に関する事。	C	
							3 地域密着型サービス事業所指定及び指導監査に関する事。	B	
							4 介護サービス事業所連絡会に関する事。	C	
							5 介護保険給付に関する事。	A	
							6 現物給付の審査及び支払に関する事。	B	
							7 高額介護サービス費等償還払いに関する事。	B	
8 被保険者の資格管理に関する事。	A								
9 住所地特例に関する事。	A								
10 給付の適正化に関する事。	B								
11 第三者行為求償事務に関する事。	B								
12 利用者負担の減額及び一部負担金の減免決定に関する事。	A								
13 保険料に関する事。	B								
14 課内の連絡調整及び庶務に関する事。	C								
介護予防支援係			1 地域支援事業(包括的支援事業に限る。)に関する事。	C	9				
			2 地域包括支援センターに関する事。	B					
			3 新予防給付に関する事。	A					
			4 医療介護連携に関する事。	C					
			5 地域ケア会議に関する事。	C					
地域包括ケア推進係			1 地域支援事業(介護予防事業に限る。)に関する事。	B	5				
			2 認知症対策に関する事。	B					
			3 総合事業に関する事。	A					
認定審査係			1 要介護・要支援認定等に関する事。	A					

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数		
			2 認定審査会委員に関すること。	B	2		
			3 訪問調査業務全般に関すること。	A			
産業建設部	農林水産課	農政係	1 農業政策の総合企画に関すること。	B	3		
			2 農業団体との連絡調整に関すること。	B			
			3 農業に関する基本問題の調査検討に関すること。	C			
			4 農業技術の改良普及及び経営指導に関すること。	B			
			5 農業公社に関すること。	B			
			6 農業振興地域の整備に関すること。	B			
			7 農産物直売所等に関すること。	B			
			8 病虫害防除に関すること。	B			
			9 農業金融に関すること。	B			
			10 水田農業構造改革に関すること。	B			
			11 担い手農家、農業後継者等の育成に関すること。	B			
			12 農業委員会との連絡調整に関すること。	B			
			13 農業用廃プラスチックに関すること。	C			
			14 農産物加工センター等の維持管理に関すること。	B			
			15 生活研究グループ等の育成に関すること。	B			
			16 農業技術員との連絡調整に関すること。	B			
			17 果樹及び園芸に関すること。	B			
			18 共生・協働の農村づくりに関すること。	C			
			19 農業経営改善支援センターに関すること。	B			
			20 農産物の加工開発に関すること。	C			
			21 農産物の生産振興及び販路拡大に関すること。	B			
			22 中山間地域等直接支払事業に関すること。	B			
			23 グリーン・ツーリズム推進に関すること。	B			
			24 環境保全型農業に関すること。	B			
			25 有害鳥獣緊急捕獲対策に関すること。	B			
			26 農業生産組織の育成指導に関すること。	B			
			27 食の安全推進に関すること。	B			
			28 地産地消に関すること。	B			
			29 その他農業全般に関すること。	C			
			30 部内の連絡調整及び部・課内の庶務に関すること。	A			
				オリーブ推進係	1 苗木の調達に関すること。	B	1
					2 実証栽培管理に関すること。	B	
					3 オリーブ栽培研究会の運営に関すること。	B	
			4 オリーブ基礎講座の開催に関すること。	B			
			5 協力機関との連携に関すること。	B			
		畜産振興係	1 畜産団体の育成指導に関すること。	B			
			2 畜産経営及び環境改善に関すること。	B			
			3 家畜防疫に関すること。	B			

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数		
			4 畜産共進会に関する事。	C	2		
			5 ヘルパー事業に関する事。	C			
			6 受精卵事業に関する事。	B			
			7 家畜導入に関する事。	B			
			8 家畜個体識別に関する事。	B			
			9 その他家畜振興に関する事。	C			
			林務水産 係	1 森林整備計画及び森林経営計画に関する事。		B	3
			2 林業の振興に関する事。	B			
			3 林産物の生産及び流通に関する事。	C			
		4 林道事業に関する事。	B				
		5 作業道及び作業路に関する事。	B				
		6 保安林に関する事。	B				
		7 治山事業に関する事。	B				
		8 森林の保護及び病害虫に関する事。	B				
		9 市有林及び分取林に関する事。	B				
		10 有害鳥獣に関する事。	B				
		11 鳥獣保護に関する事。	B				
		12 緑化推進に関する事。	C				
		13 火入れ許可に関する事。	B				
		14 林業関係団体との連絡調整に関する事。	B				
15 水産業の振興に関する事。	B						
16 漁港漁村整備事業に関する事。	B						
17 水産関係団体との連絡調整に関する事。	B						
18 所管に属する施設の維持管理に関する事。	B						
19 森林公園に関する事。	B						
20 その他林務水産に関する事。	C						
農地整備 課	農地整備 係	1 契約事務に関する事。	C	1			
		2 水土里サークル活動に関する事。	C				
		3 土地改良区に関する事。	C				
		4 農道等施設整備事業に関する事。	B				
		5 土地改良施設の管理に関する事。	C				
		6 他課執行依頼の事業に関する事。	C				
		7 境界立会いに関する事。	C				
		8 課内の連絡調整及び庶務に関する事。	C				
	農地整備 係	1 県営農業農村整備事業に関する事。	C	2			
		2 団体営農業農村整備事業に関する事。	C				
		3 農地及び農業用施設の災害復旧に関する事。	A				
		4 事業の計画立案及び事業要望に関する事。	C				
		5 他課執行依頼の事業に関する事。	C				
建設課	管理係	1 補助金の交付申請及び起債申請に関する事。	B				

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
			2 市道認定及び準用河川指定に関する事。	C	2
			3 道路及び河川の占用、道路施行承認並びに特殊車両通行許可に関する事。	A	
			4 公共用地取得に関する事。	C	
			5 道路及び河川の愛護に関する事。	C	
			6 市道境界立会い及び証明に関する事。	C	
			7 道路等に関する各種証明に関する事。	B	
			8 契約事務に関する事。	B	
			9 道路台帳及び河川台帳に関する事。	C	
			10 公営住宅等の管理に関する事。	A	
			11 住宅新築資金等貸付事業の償還事務に関する事。	B	
			12 課内の連絡調整及び庶務に関する事。	A	
		土木建設係	1 公共土木施設の新設、改良及び維持管理に関する事。	B	
			2 公共土木災害復旧事業に関する事。	A	
			3 砂防及び急傾斜地崩壊対策等事業に関する事。	B	
			4 他課執行依頼の土木事業に関する事。	B	
			5 国、県等直轄道路、河川及び海岸(他課に属するものを除く。)の整備促進に関する事。	B	
			6 その他土木事業に関する事。	C	
		建築係	1 公営住宅等の建設に関する事。	B	3
			2 建築物・住宅統計調査に関する事。	B	
			3 建築確認申請に関する事。	A	
			4 がけ地近接等危険住宅移転事業に関する事。	A	
			5 住宅・建築物耐震改修事業に関する事。	B	
			6 優良住宅等の認定に関する事。	B	
			7 住宅リフォーム支援事業に関する事。	A	
			8 他課執行依頼の建築事業に関する事。	B	
			9 その他建築事業に関する事。	C	
		都市計画係	1 都市計画に関する総合企画及び調整に関する事。	C	2
			2 補助金の交付申請及び起債申請に関する事。	B	
			3 都市計画審議会に関する事。	C	
			4 都市公園の整備、維持管理及び許可に関する事。	A	
			5 都市緑地に関する事。	C	
			6 屋外広告物に関する事。	B	
			7 都市計画道路に関する事。	B	
			8 特殊地下壕対策事業に関する事。	B	
			9 都市里道及び水路の維持管理に関する事。	A	
			10 契約事務に関する事。	B	
			11 その他都市計画に関する事。	B	
		区画整理係	1 土地区画整理事業の調査、計画策定及び認可に関する事。	C	4
			2 補助金の交付申請及び起債申請に関する事。	C	
			3 土地区画整理事業の工事及び補償に関する事。	C	

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
			4 土地区画整理事業の仮換地指定、換地計画、換地処分及び清算に関すること。	A	
			5 契約事務に関すること。	B	
			6 その他土地区画整理事業に関すること。	B	
各支所共通	地域振興課	総務係	1 支所内の連絡調整及び課内の庶務に関すること。	B	1
			2 人材育成に関すること。	C	
			3 名誉市民、特別功労、善行、栄典等の表彰に関すること。	C	
			4 諸行事の総合調整に関すること。	B	1
			5 電話交換に関すること。		
			6 災害対策の総合調整等に関すること。	C	
			7 水難防止に関すること。	C	
			8 防災行政無線等に関すること。	A	1
			9 交通安全対策に関すること。	B	1
			10 防犯に関すること。	B	1
			11 消防団との連絡調整に関すること。	C	
			12 危機管理に関すること。	C	
			13 文書の発送、受領、整理及び保存に関すること。	B	2
			14 公印の保管に関すること。	B	1
			15 個人情報保護制度に関すること。	C	
			16 情報公開制度に関すること。	C	
			17 印刷機等の賃貸借契約に関すること。	C	
			18 自治会発送文書の総括に関すること。	B	1
			19 行政嘱託員への文書收受事務に関すること。	B	1
			20 本庁、支所等を結ぶ使送便の管理運営に関すること。	B	1
			21 職員の福利厚生に関すること。	C	
			22 職員の安全衛生に関すること。	B	1
			23 職員等の公務災害補償に関すること。	B	1
			24 臨時職員の任免等に関すること。	B	1
			25 公告式に関すること。	C	
			26 行政文書事務等の指導及び統制に関すること。	C	
			27 行政手続に関すること。	B	1
			28 予算の執行監督に関すること。	C	
			29 公有財産に関すること。	B	1
			30 普通財産の管理及び処分に関すること。	B	1
			31 法定外公共財産の管理及び処分に関すること。	B	1
			32 支所庁舎(敷地及び附属建物を含む。)の管理に関すること。	B	1
			33 庁舎警備に関すること。	A	1
			34 電話、電気、冷暖房、消防設備等公共施設の設備設置及び管理に関すること。	B	1
			35 公用車の使用管理及び整備管理に関すること。	B	1
			36 公有財産の損害保険等に関すること。	B	1
			37 公有財産等の登記事務に関すること。	C	

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
			38 入札に伴う契約に係る指導総括に関する事。	B	1
		自治振興 係	1 重要政策の企画立案及び調整に関する事。	C	
			2 総合計画の策定及び改定に関する事。	C	
			3 総合計画実施計画の調整に関する事。	C	
			4 過疎及び辺地対策事業に関する事。	C	
			5 国際交流事業及び海外派遣事業に関する事。	B	1
			6 新エネルギー及び省エネルギーの活用に関する事。	B	1
			7 テレビジョン難視聴地域の解消に関する事。	B	1
			8 地域審議会の運営及び調整に関する事。	C	
			9 地域交通に関する事。	B	1
			10 地域づくりに関する事。	B	1
			11 共生・協働に関する事。	B	1
			12 男女共同参画社会に関する事。	B	1
			13 地域づくり団体支援に関する事。	B	1
			14 土地利用計画及び地域の開発企画に関する事。	C	
			15 住宅・工業団地造成及び分譲に関する事。	B	1
			16 土地開発公社に関する事。	B	1
			17 土地売買届出及び開発行為に関する事。(届出、許可及び協議)	B	1
			18 広報広聴に関する事。	B	1
			19 広報ひおき及び広報ひおきお知らせ版の発行に関する事。	B	1
			20 市政要覧及びホームページに関する事。	B	1
			21 市政の普及浸透に関する事。	B	1
			22 行政相談及び行政モニターの運営に関する事。	B	1
			23 各種統計調査に関する事。	C	
			24 電子計算組織の管理運用に関する事。	A	1
			25 その他電子機器及び情報の管理に関する事。	A	1
			26 商工業の振興に関する事。	B	1
			27 商工関係団体との連絡調整に関する事。	B	1
			28 地場産業及び特産品に関する事。	B	1
			29 商店街及び温泉街活性化に関する事。	B	1
			30 消費者行政及び物価行政に関する事。	B	1
			31 計量器事務に関する事。	C	
			32 観光イベントの総合企画に関する事。	C	
			33 観光施設の整備及び維持管理に関する事。	B	1
			34 観光関係団体との連絡調整に関する事。	B	1
			35 観光資源の開発に関する事。	C	
			36 その他商工観光に関する事。	B	1
			37 行政嘱託員に関する事。	A	1
			38 地区公民館の運営に関する事。	A	1
			39 地域自治会の支援に関する事。	A	1

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
		市民税係	1 市民税、国民健康保険税、固定資産税及び諸税に係る諸証明の受付及び交付に関する事	B	2
			2 市民税、国民健康保険税、固定資産税及び諸税の賦課、徴収及び調定に関する事	B	2
			3 市民税、国民健康保険税、固定資産税及び諸税の減免及び納期の延長に関する事	B	2
			4 市民税、国民健康保険税、固定資産税及び諸税に係る異議申立てに関する事	B	2
			5 各種税に係る督促状の発付及び納入督促に関する事	B	2
			6 固定資産の評価及び課税客体の把握に関する事	B	2
			7 土地家屋に関する台帳及び名寄台帳の管理、整理及び閲覧に関する事	B	2
			8 国王調査に基づく関係帳票、字絵図等の整備保管に関する事	B	2
			9 その他市民税、国民健康保険税、固定資産税及び諸税に関する事	B	2
	市民課	市民係	1 住民基本台帳に関する事	A	2
			2 印鑑登録に関する事	B	2
			3 外国人登録に関する事	B	2
			4 総合案内に関する事	C	
			5 臨時運行許可に関する事	B	2
			6 各種申請書、届出書等の記載要領の指導、受付及び交付に関する事	A	2
			7 戸籍に関する事	A	2
			8 人口動態等に関する事	C	
			9 犯歴事務に関する事	B	2
			10 埋火葬許可に関する事	A	2
			11 相続税法第58条に規定する事務に関する事	A	2
			12 人権等に関する事	B	2
			13 国民年金に関する事	B	2
	環境衛生係		1 環境情報の収集及び提供に関する事		
			2 環境保全対策に関する事		
			3 環境保護団体の育成及び支援に関する事		
			4 省資源及び省エネルギーに関する事		
			5 環境衛生思想の普及及び指導に関する事		
			6 自然保護に関する事		
			7 環境美化に関する事		
			8 公害防止に関する総合的対策の企画、連絡調整及び啓発に関する事		
			9 公害の調査、公害防止の指導及び規制に関する事		
			10 そ族衛生害虫駆除指導に関する事		
			11 墓地、納骨堂等に関する事		
12 地区衛生組織活動の育成に関する事					
13 生活排水対策に関する事					
14 水質検査に関する事					
15 浄化槽設置に伴う諸届出及び指導に関する事					
16 浄化槽設置整備事業に関する事					
17 公衆浴場に関する事					
18 犬の登録及び狂犬病予防に関する事					

本庁移管

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
			19 動物等の飼養及び収容に関すること。		
			20 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の指導及び監督に関すること。		
			21 一般廃棄物(し尿)の収集運搬及び処分に関すること。		
			22 廃棄物の再資源化及び減量化の推進に関すること。		
			23 廃棄物の不法投棄に関すること。		
			24 所管に属する使用料及び手数料に関すること。		
			25 課内の連絡調整及び庶務に関すること。		
		福祉係	1 児童福祉に関すること。	B	2
			2 保育所の入退所、指導監督、企画及び調整に関すること。	B	2
			3 母子保護の実施に関すること。	B	2
			4 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。	C	
			5 女性の保護更生に関すること。	B	2
			6 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。	A	2
			7 放課後児童クラブに関すること。	B	2
			8 ひとり親家庭等医療費助成に関すること。	B	2
			9 家庭児童相談に関すること。	B	2
			10 子育て支援事業に関すること。	B	2
			11 子育て支援計画に関すること。	C	
			12 その他児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。	C	
			13 児童手当に関すること。	B	2
			14 社会福祉統計に関すること。	C	
			15 児童及び妊産婦の福祉に係る相談等に関すること。	B	2
			16 児童保護措置費に関すること。	B	2
			17 生活保護に関すること。	A	2
			18 民生委員・児童委員に関すること。	A	2
			19 身体障がい者福祉に関すること。	B	2
			20 知的障がい者福祉に関すること。	B	2
			21 精神障がい者福祉に関すること。	B	2
			22 障がい児福祉に関すること。	B	2
			23 障害児福祉手当、特別障害者福祉手当及び福祉手当に関すること。	B	2
			24 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。	B	2
			25 障害者計画及び障害福祉計画に関すること。	C	
			26 福祉行政施策の企画及び福祉施設整備計画の総括に関すること。	C	
			27 地域福祉計画に関すること。	C	
			28 戦傷病者、戦没者、遺族等に関すること。	B	2
			29 福祉施設の維持管理に関すること。	A	2
			30 福祉団体等への指導助言及び連絡調整に関すること。	B	2
			31 老人福祉計画に関すること。	C	
			32 老人福祉施設入所に関すること。	B	2
			33 在宅高齢者福祉に関すること。	B	2

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
			34 敬老金の支給に関する事。	C	
			35 高齢者の生きがいに関する事。	B	2
			36 その他高齢者福祉に関する事。	B	2
			37 介護保険に関する事。	B	2
			38 その他社会福祉に関する事。	C	
		国保後期 高齢者係	1 国民健康保険事業の企画及び運営に関する事。	B	1
			2 国民健康保険特別会計収支計算その他経理に関する事。	C	
			3 国民健康保険の給付に関する事。	A	1
			4 後期高齢者医療保険の給付に関する事。	B	1
			5 その他国民健康保険事業及び後期高齢者医療保険事業に関する事。	B	1
			健康保健 係	1 保健衛生の企画調整に関する事。	C
		2 子ども医療費助成に関する事。		A	1
		3 感染症予防に関する事。		A	1
		4 予防接種に関する事。		B	1
		5 結核・がん検診等に関する事。		B	1
		6 献血に関する事。		C	
		7 医師等免許申請等事務に関する事。		C	
		8 保健センターの管理及び運営に関する事。		B	1
		9 その他保健予防に関する事。		B	1
		10 母子保健に関する事。		B	1
		11 母子保健推進員に関する事。		B	1
		12 子育て支援に関する事。		B	1
		13 思春期保健に関する事。		C	
		14 健康増進事業に関する事。		B	1
		15 健診(検診)の事後指導に関する事。		C	
		16 歯科保健に関する事。		C	
		17 保健推進員に関する事。		C	
		18 栄養・食生活に関する事。		B	1
		19 食生活改善推進員に関する事。		C	
		20 運動普及推進員に関する事。		C	
		21 精神保健に関する事。		B	1
		22 介護予防に関する事。		B	1
		23 特定保健指導に関する事。		B	1
		24 元気な市民づくり運動に関する事。		C	
		25 その他健康づくりに関する事。		C	
産業建設 課	農林水産 係	1 農業政策の総合企画に関する事。	C		
		2 農業団体との連絡調整に関する事。	B	1	
		3 農業に関する基本問題の調査検討に関する事。	C		
		4 農業技術の改良普及及び経営指導に関する事。	C		
		5 農業振興地域の整備に関する事。	C		

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
			6 農産物直売所等に関する事。	C	
			7 病害虫防除に関する事。	B	1
			8 農業金融に関する事。	C	
			9 水田農業構造改革に関する事。	C	
			10 担い手農家、農業後継者等の育成に関する事。	C	
			11 農業委員会との連絡調整に関する事。	C	
			12 農業用廃プラスチックに関する事。	B	1
			13 農産物加工センター等の維持管理に関する事。	B	1
			14 生活研究グループ等の育成に関する事。	B	1
			15 農業技術員との連絡調整に関する事。	B	1
			16 果樹及び園芸に関する事。	C	
			17 共生・協働の農村づくりに関する事。	C	
			18 農業経営改善支援センターに関する事。	C	
			19 農水産物の加工開発に関する事。	C	
			20 農水産物の生産振興及び販路拡大に関する事。	C	
			21 中山間地域等直接支払事業に関する事。	B	1
			22 グリーン・ツーリズム推進に関する事。	C	
			23 環境保全型農業に関する事。	C	
			24 農業地域活性化イベントに関する事。	C	
			25 農業生産組織の育成指導に関する事。	C	
			26 食の安全推進に関する事。	C	
			27 地産地消に関する事。	C	
			28 鳥獣保護に関する事。	—	
			29 その他農林水産に関する事。	C	
		農地整備係	1 農業農村整備事業に関する事。	C	
			2 農地及び農業用施設の災害復旧に関する事。	A	1
			3 農業集落環境整備に関する事。	C	
			4 土地改良施設の管理に関する事。	B	1
			5 土地改良区等に関する事。	C	
			6 契約事務に関する事。	B	1
			7 農地・水管理支払交付金事業に関する事。	C	
			8 その他農地及び農業用施設に関する事。	C	
		建設管理係	1 道路及び河川の占用、道路施行承認並びに特殊車両通行許可に関する事。	B	1
			2 公共用地取得に関する事。	C	
			3 道路及び河川の愛護に関する事。	C	
			4 市道境界立会い及び証明に関する事。	B	1
			5 道路等に関する各種証明に関する事。	B	1
			6 道路台帳及び河川台帳に関する事。	C	
			7 契約事務に関する事。	B	1
			8 公営住宅の管理に関する事。	C	

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数	
東市来支所		土木建設係	9 一般住宅の管理に関する事。	C		
			1 公共土木施設の新設、改良及び維持管理に関する事。	B	1	
			2 公共土木災害復旧事業に関する事。	A	1	
			3 砂防及び急傾斜地崩壊対策等事業に関する事。	C		
			4 他課執行依頼の土木事業に関する事。	C		
				5 その他土木事業に関する事。	C	
	地域振興課	総務係	1 地縁による団体の認可等に関する事。	B	1	
			2 市営駐車場に関する事。	C		
		自治振興係	1 元外相東郷茂徳記念館等に関する事。	B	1	
			2 森林体験交流センター美山陶遊館等に関する事。	B	1	
			3 江口浜海浜公園に関する事。	B	1	
		市民課	環境衛生係	1 衛生処理組合に関する事。		本庁移管
				2 温泉に関する事。		
		産業建設課	農林水産係	1 水産業の振興に関する事。	—	
				2 水産関係団体との連絡調整に関する事。	—	
			都市計画係	1 都市計画に関する総合企画及び調整に関する事。	C	
				2 都市計画審議会に関する事。	C	
				3 都市公園の整備、維持管理及び許可に関する事。	A	1
				4 都市緑地に関する事。	C	
				5 屋外広告物に関する事。	B	1
6 都市計画道路に関する事。				B	1	
7 特殊地下壕に関する事。				B	1	
8 その他都市計画に関する事。	B			1		
9 土地区画整理事業の調査、計画策定及び認可に関する事。	B			1		
10 補助金の交付申請及び起債申請に関する事	C					
11 土地区画整理事業の工事及び補償に関する事。	A			1		
12 土地区画整理事業の仮換地指定、換地計画、換地処分及び清算に関する事。	C					
13 契約事務に関する事。	B			1		
14 建築物等許可申請及び証明に関する事。	A			1		
15 土地区画整理審議会及び評価委員会に関する事。	C					
16 この他土地区画整理事業に関する事。	B	1				
日吉支所	地域振興課	自治振興係	1 ミニ住宅団地の貸付け、管理等に関する事。	B	1	
			2 地縁による団体の認可等に関する事。	B		
	市民課	環境衛生係	1 ウミガメ保護監視事業に関する事。	C		
			2 溜クリーンアップ事業に関する事。	C		
			3 漂着ゴミ対策に関する事。	C		
			4 吹上浜地域環境対策に関する事。	C		
	産業建設課	建設管理係	1 特定公共賃貸住宅の管理に関する事。	B	1	
			2 屋外広告物に関する事。	C		
		土木建設係	1 特殊地下壕に関する事。	C		

各課の非常時優先業務一覧表

部名等	課名等	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な職員数	
吹上支所	地域振興課	自治振興係	1 ミニ住宅団地の貸付け、管理等に関する事。	C	1	
			2 ゆーぶる吹上に関する事。	B		
			3 日置市施設利用促進協会の事務局に関する事。	C		
			4 観光周遊バス運行事業に関する事。	C		
			5 地縁による団体の認可等に関する事。	C		
	産業建設課	農林水産係	1 農業公社に関する事。	C	0	
			農地整備係	1 ダム及び排水機場の管理に関する事。	B	(1)
				建設管理係	1 特定公共賃貸住宅の管理に関する事。	B
		2 都市公園の維持管理及び許可に関する事。	C			
		3 屋外広告物に関する事。	C			
		土木建設係	1 特殊地下壕に関する事。	C	0	
			2 その他都市計画に関する事。	C		

各課の非常時優先業務一覧表

課名	係名	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
教育総務課	教育総務係	1 教育委員会の会議に関する事。	B	
		2 栄典及び表彰に関する事。	B	
		3 教育委員会又は教育長に対する陳情及び請願に関する事。	B	
		4 教育行政の総合企画及び教育機関との連絡調整に関する事。	B	
		5 事務局及び教育機関の組織並びに定数に関する事。	B	
		6 教育委員会の秘書事務に関する事。	B	
		7 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。	A	
		8 公印の制定、保管及び取扱い等に関する事。	B	
		9 教育委員会の規則、訓令その他の規程等の制定及び改廃に関する事。	B	
		10 文書の審査その他文書事務に関する事。	B	
		11 教育行政の広報広聴活動の企画及び実施に関する事。	B	
		12 教育行政に関する審査及び統計並びに教育行政に関する相談に関する事。	B	
		13 教育財産の取得及び処分、管理並びに整備に関する事。	B	
		14 教育財産台帳の整備及び保管に関する事。	C	
		15 幼稚園、学校、教育機関及びその他の教育機関の設置及び廃止に関する事。	C	
		16 公立学校共済組合及び教職員互助組合等に関する事。	B	
		17 所管事務に係る予算及び、経理に関する事。	B	
		18 奨学資金の貸付等に関する事。	B	
		19 南九州美術展の運営等に関する事。	C	
		20 課内の庶務及び他の係の所管に属さない事項に関する事。	C	
学務係		1 学校施設の利用許可に関する事。	C	
		2 市立学校の教具その他の整備に関する事。	C	
		3 就学奨励に係る助成に関する事。	A	
		4 学校職員並びに幼児及び児童生徒の保健、安全、厚生及び福利に関する事。	B	
		5 児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事。	A	
		6 幼稚園児の就園援助及び児童生徒の就学援助に関する事。	A	
		7 幼稚園保育料の徴収に関する事。	B	
		8 学校医及び学校薬剤師に関する事。	C	
		9 児童生徒のスクールバス及び通学費に関する事。	C	
		10 県費負担職員に係る昇給、昇格事務に関する事。	C	
教育施設管理係		1 市立学校の校舎その他の学校施設の整備及び管理に関する事。	C	
		2 教職員住宅の整備及び維持管理に関する事。	B	
		3 各施設の安全管理に関する事。	B	
		4 教育委員会関係工事の契約事務に関する事。	B	
		5 教職員住宅の設置及び廃止に関する事。	C	

各課の非常時優先業務一覧表

課名	係名	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
	伊集院学 校給食セ ンター	6 その他の教育委員会施設全般に関する事	C	
		1 調理に関する事	C	
		2 栄養及び衛生管理に関する事	C	
		3 献立作成及び調理指導に関する事	C	
		4 給食物資の購入に関する事	C	
		5 給食の輸送に関する事	C	
		6 施設及び設備の管理に関する事	B	
		7 予算及び会計に関する事	C	
		8 給食に関する統計及び調査に関する事	C	
		9 関係機関との連絡調整に関する事	C	
		10 職員の服務及び研修に関する事	C	
		11 学校給食センター運営委員会に関する事	C	
		12 その他学校給食に関する事	C	
学校教育課	学校教育 指導係	1 学校教育(幼稚園を含む。以下同じ。)の企画及び指導に関する事	B	3
		2 学校職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事	A	
		3 校長、教員その他の教職員の研修に関する事	B	
		4 外国語指導助手に関する事	C	
		5 幼稚園教育の指導に関する事	B	
		6 就学指導委員会に関する事	B	
		7 市立学校の組織編制及び教育課程に関する事	B	
		8 学校経営及び学校教育に係る指導及び助言に関する事	B	
		9 学校教育に必要な教科書の選択及び教材の取扱いに関する事	C	
		10 学校教育に関する調査及び統計並びに教育行政に関する相談に関する事	C	
		11 学校体育、学校安全その他学校保健の企画指導に関する事	A	
		12 学校緑化及び環境衛生の指導に関する事	B	
		13 市立学校の通学区域の設定及び変更に関する事	C	
		14 学校給食の指導及び充実に関する事	B	
		15 学校図書館に関する事	C	
		16 子ども支援センターに関する事	B	
		17 その他学校教育についての指導事務に関する事	B	
社会教育課	社会教育 係	1 社会教育の企画及び推進に関する事	C	
		2 社会教育委員に関する事	C	
		3 社会教育団体の指導育成に関する事	C	
		4 青少年教育に関する事	C	
		5 成人教育に関する事	C	

各課の非常時優先業務一覧表

課名	係名	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な職員数		
		6 人権教育に関すること。	C			
		7 視聴覚教育に関すること。	C			
		8 社会教育指導員に関すること。	C			
		9 課内の庶務に関すること。	C			
		10 その他社会教育に関すること。	C			
		11 中央公民館運営審議会に関すること。	C			
		12 中央公民館施設の維持管理に関すること。	C			
		13 各種講座等の開設及び運営に関すること。	C			
		14 その他公民館に関すること。	C			
		図書館係	1 図書館の設置及び管理に関すること。		C	
			2 図書館協議会に関すること。		C	
			3 その他図書館に関すること。		C	
		文化係	1 文化関係施設の維持管理に関すること。		C	
			2 文化関係団体の育成指導に関すること。		C	
	3 ユネスコに関すること。		C			
	4 その他芸術文化に関すること。		C			
	5 文化財保護審議会に関すること。		C			
	6 文化財の調査及び保護に関すること。		C			
	7 歴史民俗資料館の設置及び運営に関すること。		C			
	8 郷土歴史等の資料収集に関すること。		C			
	9 国民文化祭に関すること。		C			
	スポーツ 振興係	1 社会体育の推進に関すること。	C			
		2 スポーツ推進審議会に関すること。	C			
		3 スポーツ推進委員に関すること。	C			
		4 社会体育団体の指導育成に関すること。	C			
		5 学校開放事業に関すること。	C			
		6 スポーツ大会及びスポーツ教室に関すること。	C			
		7 その他社会体育に関すること。	C			
		8 社会体育施設の管理に関すること。	C			
		9 B&G海洋センターに関すること。	C			
		10 その他社会体育施設に関すること。	C			
	支所共通					
	教育振興 課	教育総務 係	1 公印の保管及び取扱等に関すること。	B		
			2 文書の審査その他文書事務に関すること。	B		
3 教育行政の広報広聴活動の企画及び実施に関すること。			B			

各課の非常時優先業務一覧表

課名	係名	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
		4 教育行政に関する調査及び統計並びに教育行政に関する相談に関すること。	B	
		5 教育財産の取得及び処分、管理並びに整備に関すること。	B	
		6 教育財産台帳の整備及び保管に関すること。	C	
		7 幼稚園、学校、教育機関及びその他の教育機関の設置及び廃止に関すること。	B	
		8 教職員住宅の設置及び廃止に関すること。	C	
		9 所管事務に係る予算及び経理に関すること。	B	
		10 市立学校の校舎その他の学校施設の整備及び管理に関すること。	B	
		11 教職員住宅の整備及び維持管理に関すること。	B	
		12 各施設の安全管理に関すること。	B	
		13 教育委員会関係工事の契約事務に関すること。	B	
		14 その他教育委員会施設全般に関すること。	B	
		15 学校施設の利用許可に関すること。	B	
		16 市立学校の教具その他の設備の整備に関すること。	B	
		17 学校職員、幼児及び児童生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること。	B	
		18 児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること。	B	
		19 学校医及び学校薬剤師に関すること。	B	
		20 児童生徒のスクールバス及び通学費に関すること。	B	
		21 学校職員の人事に関すること。	B	
		22 外国語指導助手に関すること。	B	
		23 学校経営及び学校教育に係る指導及び助言に関すること。	B	
		24 学校教育に関する調査及び統計並びに教育行政に関する相談に関すること。	B	
		25 学校緑化及び環境衛生の指導に関すること。	B	
		26 学校給食の指導及び充実に関すること。	B	
		27 学校図書館に関すること。	B	
	社会教育係	1 社会教育の企画及び推進に関すること。	C	
		2 社会教育団体の指導育成に関すること。	C	
		3 青少年教育に関すること。	C	
		4 成人教育に関すること。	C	
		5 人権教育に関すること。	C	
		6 視聴覚教育に関すること。	C	
		7 社会教育指導員に関すること。	C	
		8 その他社会教育に関すること。	C	
		9 各種講座等の開設及び運営に関すること。	C	
		10 その他中央公民館に関すること。	C	
		11 図書館に関すること。	C	

各課の非常時優先業務一覧表

課名	係名	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
		12 文化関係団体の育成指導に関する事。	C	
		13 ユネスコに関する事。	C	
		14 文化財の調査及び保護に関する事。	C	
		15 郷土歴史等の資料収集に関する事。	C	
		16 その他芸術文化に関する事。	C	
		17 社会体育の推進に関する事。	C	
		18 スポーツ推進委員に関する事。	C	
		19 社会体育団体の指導育成に関する事。	C	
		20 学校開放事業に関する事。	C	
		21 スポーツ大会及びスポーツ教室に関する事。	C	
		22 その他社会体育に関する事。	C	
		23 社会体育施設の管理に関する事。	C	
		24 その他社会体育施設に関する事。	C	
25 課内の庶務及び他の係の所管に属さない事項に関する事。	C			
東市乗支所	東市乗支学校給食センター	1 調理に関する事。	C	
教育振興課		2 栄養及び衛生管理に関する事。	C	
		3 献立作成及び調理指導に関する事。	C	
		4 給食物資の購入に関する事。	C	
		5 給食の輸送に関する事。	C	
		6 施設及び設備の管理に関する事。	B	
		7 予算及び会計に関する事。	C	
		8 給食に関する統計及び調査に関する事。	C	
		9 関係機関との連絡調整に関する事。	C	
		10 職員の服務及び研修に関する事。	C	
		11 学校給食センター運営委員会に関する事。	C	
		12 その他学校給食に関する事。	C	
		吹上支所	日置南学校給食センター	
教育振興課	2 栄養及び衛生管理に関する事。	C		
	3 献立作成及び調理指導に関する事。	C		
	4 給食物資の購入に関する事。	C		
	5 給食の輸送に関する事。	C		
	6 施設及び設備の管理に関する事。	B		
	7 予算及び会計に関する事。	C		

各課の非常時優先業務一覧表

課名	係名	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
		8 給食に関する統計及び調査に関すること。	C	
		9 関係機関との連絡調整に関すること。	C	
		10 職員の服務及び研修に関すること。	C	
		11 学校給食センター運営委員会に関すること。	C	
		12 その他学校給食に関すること。	C	

各課の非常時優先業務一覧表

課名	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
監査委員 事務局	1 職員の任免及び服務に関する事。	A	1
	2 公印の管理に関する事。	A	
	3 文書の受発、整理、保存等に関する事。	B	
	4 予算、決算及び経理に関する事。	A	
	5 備品等の管理に関する事。	A	
	6 監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の実施計画の作成並びに必要な資料の調査及び収集に関する事。	B	
	7 監査等の通知、報告、公表及び意見に関する事。	A	
	8 訓令等の制定改廃に関する事。	A	
	9 公文書の開示等の決定及び通知に関する事。	A	
	10 前各号に掲げるもののほか、監査に関する事。	B	

各課の非常時優先業務一覧表

課名	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な職員数	
議会事務局	総務係	1 公印の管理に関する事。	B	2	
		2 儀式、交際及び接待に関する事。	B	2	
		3 議会関係例規の制定改廃に関する事。	B	2	
		4 官公署、各種団体等との連絡調整に関する事。	B	2	
		5 議員の議員報酬及び費用弁償に関する事。	B	2	
		6 職員の給与、厚生、服務等に関する事。	B	2	
		7 予算、決算及び経理に関する事。	B	2	
		8 市議会議員共済会に関する事。	B	2	
		9 議員の身分及び資格の得喪に関する事。	B	2	
		10 全国市議会議長会及び鹿児島県市議会議長会に関する事。	B	2	
		11 議員名簿の作成及び保存に関する事。	B	2	
		12 議員の出欠に関する事。	B	2	
		13 議会の広報、刊行物等に関する事。	B	2	
		14 議会図書室の整備管理に関する事。	B	2	
		15 議員の公務災害補償等に関する事。	B	2	
		16 各種統計調査に関する事。	B	2	
		17 各種資料の収集、調査及び整理に関する事。	B	2	
		18 議員の政務活動に関する事。	B	2	
		19 情報公開に関する事。	B	2	
		20 その他庶務一般に関する事。	B	2	
		議事調査係	1 本会議及び全員協議会に関する事。	B	2
			2 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会に関する事。	B	2
			3 議案、決議案及び意見書案に関する事。	B	2
			4 請願、陳情等の取扱いに関する事。	B	2
			5 議決結果の処理に関する事。	B	2
			6 議場の整理、傍聴等に関する事。	B	2
			7 会議録に関する事。	B	2
			8 議会広報発行に関する事。	B	2
			9 その他議事一般に関する事。	B	2

各課の非常時優先業務一覧表

課名	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
選挙管理 委員会 事務局	1 委員の身分及び委員会の会議に関する事。	B	1
	2 条例、規程、告示及び公表に関する事。	B	
	3 諸証明並びに照会及び回答に関する事。	C	
	4 文書の受発、整理、保存等文書管理に関する事。	C	
	5 公印の保管に関する事。	C	
	6 物品の購入、借入、修繕及び保管に関する事。	C	
	7 予算要求及び執行手続に関する事。	C	
	8 人事及び給与に関する事。	C	
	9 選挙区、開票区及び投票区に関する事。	C	
	10 選挙権及び被選挙権の資格調査に関する事。	B	
	11 選挙人名簿の調製、登録及び異動処理並びに縦覧及び閲覧に関する事。	B	
	12 各種選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに住民投票及び国民投票に関する事。	C	
	13 選挙結果その他の統計調査及び資料に関する事。	C	
	14 明るい選挙の推進及び明るい選挙推進協議会並びに選挙の啓発に関する事。	C	
	15 直接請求に関する事。	C	
	16 異議申出等の争訟に関する事。	C	
	17 政治活動の規制に関する事。	C	
	18 検察審査員候補者予定者名簿の調製に関する事。	C	
	19 裁判員候補者予定者名簿の調製に関する事。	C	
	20 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務で事務局長が指示した事務に関する事。	C	

各課の非常時優先業務一覧表

係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
農業振興係	1 農業委員会総会及び部会の運営に関する事。	B	1
	2 公印の保管に関する事。	C	
	3 職員の任免、服務及び給与に関する事。	C	
	4 文書の収受及び保管に関する事。	C	
	5 条例、規則等に関する事。	C	
	6 予算、決算及び経理に関する事。	C	
	7 備品等の管理に関する事。	C	
	8 諸証明及び諸手数料に関する事。	B	
	9 農業委員会委員選挙人名簿に関する事。	C	
	10 啓発宣伝に関する事。	C	
	11 補助事業に関する事。	C	
	12 農業委員会連絡協議会、その他団体に関する事。	C	
	13 農業法人に関する事。	C	
	14 各部課等との連絡調整に関する事。	C	
	15 標準小作料に関する事。	C	
	16 農業者年金に関する事。	B	
	17 農地に係る紛争の防止及び調停に関する事。	C	
	18 納税猶予に関する事。	C	
	19 農業振興に関する事。	B	
	20 資金融資に関する事。	C	
	21 農作業貸金に関する事。	C	
	22 農業後継者の育成に関する事。	C	
	23 建議、諮問及び答申に関する事。	C	
	24 前各号に掲げるもののほか、農地又は農業委員会に関する事。	C	
農地調整係	1 農地法(昭和27年法律第229号)に関する事。	B	1
	2 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に関する事。	B	
	3 農地改良に関する事。	C	
	4 農地の登記に関する事。	C	
	5 農地等のあっせんに関する事。	C	
	6 農地基本台帳に関する事。	B	
	7 農地の利用調整に関する事。	C	
	8 農地流動化に関する事。	C	

各課の非常時優先業務一覧表

係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な 職員数
	9 前各号に掲げるもののほか、農地又は農業委員会に関する こと。	C	
支局	1 支局における農業委員会に関する文書の受付、進達に関する こと。	C	各1
	2 前各号に掲げるもののほか、農地又は農業委員会に関するこ と。	C	

各課の非常時優先業務一覧表

課名	係名等	事務分掌	優先度 (A・B・Cいずれかを記入)	A、Bの業務 実施に必要な職員数	
上下水道課	水道管理係	1 水道事業の総合調整に関する事。	B	2	
		2 水道事業の企画及び広報に関する事。	B	3	
		3 文書及び公印の管理に関する事。	C		
		4 職員の身分取扱いに関する事。	C		
		5 職員の出張命令に関する事。	C		
		6 予算及び決算に関する事。	B	2	
		7 出納その他会計事務に関する事。	B	1	
		8 契約に関する事。	C		
		9 資産(貯蔵品を除く。以下同じ。)の管理に関する事。	C		
		10 業務統計に関する事。	C		
		11 水道メーターの点検に関する事。	C		
		12 水道料金等の調定及び徴収に関する事。	C		
		13 給水装置工事事業者の指定等に関する事。	C		
		14 課内の庶務に関する事。	B	2	
		15 前各号に掲げるもののほか、他の係に属さない事務	C		
		水道工務係	1 水道用水の供給に関する事。	A	1
			2 水道施設の維持管理に関する事。	B	1
			3 水道施設の基本計画、設計及び施工に関する事。	C	
			4 給水施設及び給水装置に関する事。	C	
			5 指定給水装置工事事業者に対する設計及び施工上の指示等に関する事。	C	
			6 貯蔵品の管理に関する事。	C	
			7 水源地及び水源施設に関する事。	A	3
			8 給水記録の整理及び報告に関する事。	C	
			9 専用水道及び貯水槽水道の指導に関する事。	C	
			10 原水及び浄水の水質検査及び水質管理に関する事。	A	2
	11 道路等の占用に関する申請、届出及び報告に関する事。		C		
	12 前各号に掲げるもののほか、水道施設に関する事。		C		
分室	水道管理係	1 文書及び公印の管理に関する事。	C		
		2 予算及び決算に関する事。	B	2	
		3 契約に関する事。	C		
		4 資産の管理に関する事。	C		
		5 業務統計に関する事。	C		
		6 水道メーターの点検に関する事。	C		
		7 水道料金等の調定及び徴収に関する事。	C		
		8 水道用水の供給に関する事。	A	1	